

家族介護用品支給のご利用案内

令和7年4月

（要介護者） 介護を受けている 方の要件	次の①～③のすべてに該当する方 ①市内に住民登録がある方 ②介護保険で 要介護度4または5 の認定を受けた、介護用品を必要とする 65歳以上の方（特定疾病による介護保険第2号被保険者の方を含む） ③当該年度の市民税が非課税世帯で、かつ在宅の方（ 入院・入所は不可 ）
（申請者） 支給対象となる方 の要件	次の①～③のすべてに該当する方 ①上記の方（要介護者）を在宅で介護している家族の方 ②主たる介護者の世帯の当該年度の市民税が非課税であること ＊4月～6月の申請時は前年度の市民税（要介護者も同様） ③ 市内に住民登録がある方
※注意事項	・利用中に上記要件に合致しなくなった場合は利用終了を市から通知します。 ・毎年7月に、要介護者及び主たる介護者の世帯の課税状況が条件に合致（市民税非課税）しているか調査を行います。合致しない場合は利用終了を通知します。
提出書類	① 支給申請書 ② 市民税課税証明書（下記※参照） ※ <u>該当年度の1月1日時点で他市に住民登録がある方のみ</u> 提出が必要です。 ※申請書類を調査した後、結果を通知します。
申請場所	長寿介護課窓口
利用の方法	①選び方 「支給品目一覧」の組合せから1つ選択（現物を支給） ②変更 月毎の支給品目の変更は可能ですが、受領後の変更はできません。 （変更月の前月末日までにご連絡を） ③変更の連絡先 高槻市長寿介護課もしくは下記事業者まで ④利用料 無料
配達について	①配達の開始 申請の翌月から ②配達回数 自宅等に月1回（中旬～下旬ごろ）1ヶ月分の選択商品を配達します。 ③配達時の注意 配達時には受領印または署名が必要です。受領書の内容をご確認のうえ、押印または署名をしてください。 ④不在のとき 再配達しますので下記事業者にお問合せください。
市への連絡	①要介護者または支給対象者が死去したとき ②転居・転出したとき ③要介護者が入院・入所等で、在宅での介護ができないとき ④要介護者が介護保険の更新等で、要介護度3以下になったとき ⑤世帯の市民税が非課税でなくなったとき
事業者への連絡 及び連絡先	利用品目を変更するとき（事業者もしくは市へ） 所 在 地 大阪府枚方市長尾家具町2丁目8-9 会 社 名 株式会社 セレクト 電話番号 072-851-3317

高槻市 健康福祉部 長寿介護課 TEL 072-674-7166